

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和1年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法、児童福祉法等及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)に基づき、保育所、認定こども園等に入園する児童の支給認定情報の管理、利用者負担額の算定・徴収を行う。 1.教育・保育給付に係る申請書や届出書に関する確認 2.入所要件の確認 3.保護者情報の確認 4.利用者負担額算定に係る情報照会 【子育てワンストップサービス】 マイナポータルによるサービス検索・電子申請機能を介し、電子申請システムであるe古都ならより支給認定申請の届出書類を受領する。
③システムの名称	1.子ども子育て支援システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.e古都なら(電子申請システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1.支給認定情報ファイル 2.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第1の8項、94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び同法別表第2 【情報提供の根拠】 実施しない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 第13、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来創造部 子育て福祉課
②所属長の役職名	子育て福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 住所: 奈良県葛城市柿本166番地 電話: 0745-69-3001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 こども未来創造部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月8日	I-1-②		【子育てワンストップサービス】にかかる文言を追加	事後	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年12月8日	I-1-③		e古都なら(電子申請システム)を追加	事後	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年12月8日	I-4-②	番号法第19条第7号及び同法別表第2【情報照会の根拠】 項番 13、116	番号法第19条第7号及び同法別表第2【情報提供の根拠】 実施しない【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第2 第13、116の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	主務省令改正に伴う再提出
平成29年12月8日	I-5-①	【保育所】 保健福祉部 子育て福祉課 【幼稚園】 教育委員会事務局 学校教育課	【保育所】 保健福祉部 子育て福祉課	事後	
平成29年12月8日	I-5-②	【保育所】 子育て福祉課長 【幼稚園】 学校教育課長	【保育所】 子育て福祉課長	事後	
平成29年12月8日	I-8-連絡先	【保育所】 葛城市役所 保健福祉部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811 【幼稚園】 葛城市役所 教育委員会事務局 学校教育課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	【保育所】 葛城市役所 保健福祉部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年10月31日時点	事後	
平成30年11月6日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成30年10月31日時点	事後	
令和1年7月1日	I-5-①	【保育所】 保健福祉部 子育て福祉課	こども未来創造部 子育て福祉課	事後	
令和1年7月1日	I-8-連絡先	【保育所】 葛城市役所 保健福祉部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	葛城市役所 こども未来創造部 子育て福祉課 住所: 奈良県葛城市長尾85番地 電話: 0745-48-2811	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成30年10月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成30年10月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	